**賃　貸　借　契　約　書**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　契約番号：○○○○○○○○○○号

南アルプス市を発注者とし、○○○○○○○○　を受注者として、発注者受注者両当事者は、次のとおり賃貸借契約を締結する。

（契約物件）

第１条　受注者は、その所有する次の物件（以下「自動車」という。）を発注者に賃貸するものとする。

物件の表示　　○○自動車（別紙明細のとおり）

（用途）

第２条　発注者は、賃貸物件を公用自動車として使用する。

（賃貸借期間）

第３条　賃貸借期間は、令和○○年○○月○○日から令和○○年○○月○○日までとする。

（賃借料）

第４条　賃借料は、月額○○○○○円とする。

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額○○○○円）

　　　※この契約の締結後において、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）及び地方消費税法（昭和２５年法律第２２６号）（以下これらを「法」という。）に規定する税率が変更された場合には、発注者は、同法の施行内容に基づき消費税額を負担するものとし、この契約をなんら変更することなく、相当する消費税額を加減して支払うものとする。

２　第１項の賃借料は、第３条に定める賃貸借期間内は改定しないものとする。

ただし、法令の改正（消費税法及び地方税法の適用により課される消費税及び地方消費税を除く。）、経済状勢の著しい変動その他やむを得ない理由により、賃借料を改定する必要が生じたときは、発注者受注者協議してその額を定めるものとする。

（賃借料の支払）

1. 受注者は、毎月当月分の賃借料の支払いを発注者に対し請求するものとする。

２　発注者は、前項の請求書を受理した日から３０日以内に賃借料を支払わなければなら

ない。

（経費の負担）

第６条　公租公課その他一切の賦課金（消費税法及び地方税法の適用により課される消

費税及び地方消費税を除く。）は、受注者が負担する。ただし、本契約期間中に自動車

について新税が創設され、または自動車税、自動車重量税、自動車保険料等が変更され

たときは、受注者は、新たな費用または増加額を発注者に請求することができる。

（売却等の制限）

第７条　受注者は、発注者の承諾を得ないで契約物件を第三者に売却してはならない。

２　受注者は、契約物件に、抵当権その他形式のいかんを問わず、発注者の契約物件の完

全な使用を阻害する権利等を一切設定してはならない。

（形状等の変更、部品等の追加装着）

1. 発注者が契約物件の形状等を変更しようとする場合、又は本契約外の部品等の追

　加装着をする場合には、受注者の承諾を得て行い、これにかかる費用は一切発注者が負

担し、その所有権については受注者が承諾した場合を除きすべて受注者に帰属するもの

とする。

（転貸等の禁止）

1. 発注者は、受注者の承諾を得ないで、賃借権の一部又は全部を第三者に譲渡し、

又は転貸してはならない。

（契約の解除）

1. 発注者受注者いずれか一方がこの契約に違反したときは、その相手方は、いつ

　でもこの契約を解除することができる。

２　発注者は、翌年度以降の発注者の歳入歳出予算において、受注者に支払うべき賃借料

が減額され、又は削除されたときは、契約を解除することができる。

（談合等による解除）

第１０条の２　発注者は、受注者がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、

契約を解除することができる。

（１） 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取

引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に

規定する排除措置命令又は第62条第1項に規定する納付命令(以下「排除措置命令等」と

いう。)を行い、当該排除措置命令等が確定したとき。

（２） 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして行った排除措置命令等に対

し、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第3条第1項に規定する抗告訴訟が提起され、

当該訴訟について請求棄却又は訴却下の判決が確定したとき。

（３）前２号のほか、独占禁止法その他の法律に基づき、受注者が談合等の不公正な行為

を行った旨の事実を認定する処分、審決その他の措置がなされ、かつ、その効力が確定

したとき。

（４）受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が、刑法（明

治40年法律第45号）第96条の６又は第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95

条第1項第1号による刑が確定したとき。

（暴力団関与の場合の解除）

第１０条の３　発注者は、受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使

用人）が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(１)　役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している

者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時賃貸借業務等の契約を

締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号にお

いて同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年

法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団。以下こ

の条において同じ。）又は暴力団員（暴力団対策法第２条第６号に規定する暴力団員を

いう。以下この条において同じ。）であると認められるとき。

（２）　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害

を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

（３）　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するな

ど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認め

られるとき。

（４）　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するな

どしていると認められるとき。

（５）　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認

められるとき。

（６）　再委託契約その他の契約にあたり、その相手方が第１号から第５号までのいずれ

かに該当することを知りながら、当事者と契約を締結したと認められるとき。

（７）　受注者が、第１号から第５号までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の

契約の相手方としていた場合（第６号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に

対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

　２　前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の10

分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、検査に合格した履行部分があるときは、契約金額から当該履行完了部分に対する契約金額相当額を控除した額の10分の１に相当する額を違約金とする。

（損害賠償）

1. 発注者受注者いずれか一方がこの契約に違反した場合又は第10条の規定によ

　りこの契約が解除された場合において、その相手方に損害を与えたときは、その相手方

は、当該損害の賠償を請求することができる。

（損害賠償の予定）

第１１条の２　受注者は、第10条の２各号のいずれかに該当するときは、契約物件の賃貸

　借期間の満了の前後を問わず、又は発注者が契約を解除するか否かを問わず、損害賠償

　金として、契約金額の10分の２に相当する金額を発注者に支払わなければならない。た

　だし、同条第１号から第５号までのうち処分、審決、その他の措置の対象となる行為が

　独占禁止法第２条第９項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会

　告示第15号）第６号で規定する不当廉売の場合その他発注者が特に認める場合は、この

　限りでない。

２　前項の規定による損害賠償金は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する損害

　賠償金の額を超える場合は、その超える額につきなお請求することを妨げるものではな

い。同項の規定により受注者が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定

する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。

（自動車の保管）

1. 発注者は善良な管理者の注意をもって、自動車を保管するものとし、その費用

　は発注者の負担とする。

（自動車の運行）

1. 発注者は、自動車について法定の運行前点検を行い、自動車の価値を著しく減

　耗させないよう留意するものとする。

（契約走行距離）

1. 発注者受注者双方は、第４条の賃貸料が、別紙記載の契約走行距離を前提に決

　定されたものであることを確認する。

（メンテナンスの範囲）

1. 受注者は、自動車について本契約期間中、別紙においてリース料に含まれる項

　目として記載あるメンテナンス項目の整備及び修理を行うものとする。

（メンテナンス費用の負担）

1. 発注者は、第４条及び第15条の規定にかかわらず、次の場合の修理費等を負担

　するものとする。

（１）　別紙においてリース料に含まれる項目として記載のあるメンテナンス項目の範

囲外の整備、修理に要する費用。

（２）　発注者の故意もしくは重大な過失に起因する自動車の損害の修理に要する費用。

（３）　天変地異等不可抗力による損害の修理に要する費用。

（通知義務）

1. 発注者について下記に掲げる事由の一が生じたときは、発注者は受注者に対し

　直ちにこれを通知しなければならない。

（１）　自動車について著しい破損、減失（天変地異等不可抗力によるものを含む）、

　盗難、紛失、被搾取等の事故を生じたとき、もしくは受注者に優先する権利を主張する

　ものがあらわれたとき。

（２) 　自動車、又はその保管もしくは使用に起因して第三者に人的又は物的な損害を

与えたとき。

（自動車の保管、使用に基づく賠償責任）

1. 発注者が、自動車の保管、使用等に起因し、破損した場合は、発注者の負担で

　原状回復することとし、第三者に損害をおよぼしたときは、発注者は自己の責任におい

　て解決するものとする。

（再リース）

1. 発注者がリース期間満了２ヶ月前までに受注者に対し再リースの申込みをし

　た場合には、発注者・受注者協議のうえ自動車について新たなリース契約を締結できる

　ものとし、その契約内容は別途定めるものとする。

（協議）

第２０条　この契約書に定めのない事項又はこの契約書の条項について疑義が生じたと

　きは、発注者受注者協議してこれを定める。

この契約の締結を証するため、この契約書を２通作成し、発注者受注者両当事者記名押

印のうえ、各自１通を保有する。

令和○○年○○月○○日

　　　　　山梨県南アルプス市小笠原３７６

発注者　　南アルプス市

市長　　金丸　一元

受注者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞